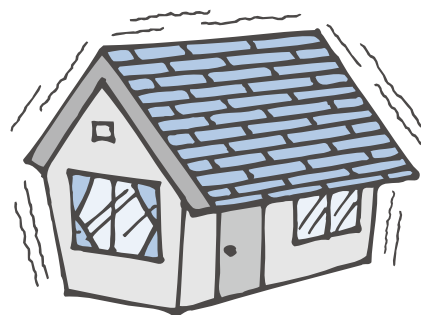


～昭和56年5月までに着工の木造住宅～

「旧耐震基準」の木造住宅には耐震診断支援制度があります



◆ 耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。

※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

古い耐震基準と新しい耐震基準は全然違うね！



うちも建てたのが昭和56年5月以前だから、耐震診断してもらおうかしら…



◆ 皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

▶**申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口またはホームページに掲載）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶**対象住宅** 1. 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。2. 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの。

▶**診断費用** 一戸当たり4,158円※個人負担分

▶**申込期限** 平成27年9月30日（水）※診断の実施時期は平成27年11月頃に開始する予定です。

▶**申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

ご存知ですか？児童扶養手当・特別児童扶養手当

生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【**児童扶養手当**】 「死亡または離婚等により父または母と同一の生計でない児童」を監護する方、「父または母のどちらか一方が一定以上の障がいの状態にある児童」を監護する方、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

【**特別児童扶養手当**】 精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を監護している方に支給される手当です。

※それぞれ所得制限等の支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

■■■ **「現況届」「所得状況届」をお忘れなく！！** ■■■

毎年指定された期日までに、児童扶養手当を受給している方は「**現況届**」を、特別児童扶養手当を受給している方は「**所得状況届**」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方（支給停止者を含む）には、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて下記の窓口に提出してください。

◇**お問合せ・窓口** 児童扶養手当：教育委員会学校教育課 ☎885-0340 内線232

特別児童扶養手当：役場福祉介護課 ☎885-0340 内線111・112

